

連合会と中央会を結ぶ

FAX 旬報

令和2年7月11日 No623号

< 随時発行 >

全国小売酒販組合中央会

Tel 03-3714-0172

Fax 050-3730-1064

※速報版のため事後修正の可能性有り

— 通常総会后、初の新体制役員会開催 —

～期限付免許の在り方について国税庁へ陳情～



組合員及び組合の現状を伝え、喫緊の課題について活動を行うため、大きな会議室で換気や消毒など様々な感染症対策を取りながら開催された。会場に来ることが出来ない役員については、電話会議にて出席をした。

令和2年7月7日(火)に開催された中央会役員会において、6月11日の中央会通常総会での決議「料飲店等期限付酒類小売業免許の在り方に関する要望(以下、参照)」等について議論されました。その後、臨席した元塚企画専門官に対し改めて下記の要望を陳情しています。

1. 中央会は政治連盟とともに国税庁及び関係議員に以下について要望する。
 - ①期限付免許はあくまで時限的な権利であるので、当該期限付免許の恒久化しないこと。
 - ②期限付免許者には特段の配慮が必要なことから、期限付免許者専用の酒類販売管理研修(以下、「期限付研修」)を設けること。
 - ③期限付研修受講の際の研修有効期限は、期限付免許期間内とすること。
2. 中央会として期限付研修を用意する。
3. 中央会は通常の酒類販売管理研修から期限付研修の受講を促すため、オンラインによる手続きを構築するなどとする。その際、通常の酒類販売管理研修制度に変更を与えることのない様、期限付研修の設計は慎重に行う。

国税庁「期限付免許の恒久化はしない」と明言

中央会役員会より、「あくまでコロナ禍における緊急対応である料飲店等期限付酒類小売業免許は、時限的であり恒久化は許容できない」等の陳情に対し、元塚企画専門官から以下のような発言がありました。

『料飲店等期限付免許の要望についての総会決議を真摯に受け止めている。コロナ禍を受け、料飲店は営業の自粛などが行われた。そこで現金を得る方法として、あくまで臨時で酒類の買い手を増やそうという趣旨だ。』

その検討過程において一般酒類小売業免許を迅速に付与することも検討されたが、中央会より「あくまでコロナ禍における緊急対応であるのにも関わらず一般免許を付与するのはいかがなものか」との御指摘があった。こうした経緯を踏まえれば、今般の期限付免許について、恒久化は考えていない。

また、期限付免許取得者についても法定研修である酒類販売管理研修の受講は必須だ。コロナの影響を受け、多くの研修実施団体では研修の開催を見合わせていた。そのため、既に受講期限を超過している者も大勢いることもあり、いま、研修が再開されても定員などですぐに受けることが難しい場合もあるだろう。

そこで臨時として、料飲店向けのオンラインでの期限付き酒類販売管理研修を中央会で企画していただいている。行政から期限付免許者に対し、研修の受講義務と併せて、中央会がオンライン研修を用意していることを周知していきたいと思う。まさに酒類業組合法に基づく団体として中央会がこのようにやっけてくださって大変ありがたい。引き続きご意見を伺いながら、協力してやっていきたい。』

今後も中央会は行政、政治連盟は政治に対して、組合員及び組合の現状を伝える等、活動等を行って参ります。